

## 第4回上北町・東北町合併協議会会議録

開会 平成16年7月23日(金)

閉会 平成16年7月23日(金)

上北町・東北町合併協議会

第4回 上北町・東北町合併協議会会議録索引

案件番号	会 議 事 件 名	頁 数
	開会	1
	会長あいさつ	1
	議事録署名委員指名	1
報告第 8号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて	1
協議第 5号	新町の名称について	一括提案 2～8
協議第 6号	新町の事務所の位置について	
協議第15号	慣行の取扱いについて	8
協議第16号	公共的団体等の取扱いについて	8～10
協議第17号	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて	10～13
協議第18号	消防団の取扱いについて	13～15
	その他	16～19
閉会		

# 第 4 回上北町・東北町合併協議会

- 会 議 録 -

招 集 年 月 日	平成16年 7月23日(金)		招 集 会 場	上北町 3F 大会議室		
開 会	午 ( 前 ・ ⑥後 )		1 時	00 分		
議 長	竹 内 亮 一 ( 会 長 )					
会議録署名委員	和 田 正 義			吹 越 嘉 裕		
協 議 会 委 員	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	1. 竹 内 亮 一		2. 向 井 榮 一			
	3. 阿 部 博 光		4. 沼 山 喜 久 男			
	5. 檜 館 長 吉		6. 笹 倉 健			
	7. 沼 尾 啓 一		8. 木 村 大 丈			
	9. 野 田 勲	×	10. 駒 ケ 嶺 正 輔	×		
	11. 和 田 正 義		12. 岡 山 時 夫	×		
	13. 小 笠 原 廣 子		14. 沼 邊 武 志			
	15. 天 間 啓 次		16. 蛭 沢 正 勝			
	17. 米 内 山 サ ツ		18. 築 田 兼 男			
	19. 酒 井 廣 徳		20. 吹 越 嘉 裕			
	21. 松 本 祐 次 郎		22. 浅 井 弘 志			
	23. 中 野 一 男		24. 小 泉 耐			
	25. 木 村 宗 敬		26. 松 本 美 義			
27. 和 田 榮 悦	-	28. 沼 山 助 定	-			
協 議 員 會 局 名	事 務 局 長	原 子 正 徳	事 務 局 次 長	小 林 正 勝		
	総 務 班 長	竹 内 稔	推 進 班 長	向 井 正 弘		
	総 務 班 員	福 村 誠	推 進 班 員	甲 地 和 寿		
	総 務 班 員	阿 部 雅 彦	推 進 班 員	富 岡 純 夫		
休 憩	:		再 開	:		
休 憩	:		再 開	:		
休 憩	:		再 開	:		
(閉・散・延)会	午 ( 前 ・ ⑥後 )		2 時	41 分		
<b>【 報 告 及 び 協 議 内 容 】</b>						
報告第8号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (H16年度上北町・東北町合併協議会補正予算(第1号))				承認・継続	
協議第5号	新町の名称について(継続協議)				承認・継続	
協議第6号	新町の事務所の位置について(継続協議)				承認・継続	
協議第15号	慣行の取扱いについて				承認・継続	
協議第16号	公共的団体等の取扱いについて				承認・継続	
協議第17号	各種団体等への補助金、交付金等の取扱いについて				承認・継続	
協議第18号	消防団の取扱いについて				承認・継続	
					承認・継続	
					承認・継続	
					承認・継続	
					承認・継続	

# 会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長あいさつ
- 3 . 会議録署名委員指名
- 4 . 議 事
  - ・ 報告事項
  - ・ 協議事項
- 5 . そ の 他
- 6 . 閉 会



平成 16 年度上北町・東北町合併協議会の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正というところでございます。第 1 条、予算の総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2600 万 1 千円とする、ということになってございます。8 ページをお願いいたします。

歳出・歳入の事項について説明をさせていただきます。歳入のところでございます。1 款 1 項 1 目、負担金、補正額 400 万円。これは上北町・東北町両町より、合併協議会の負担金、200 万円ずつの計 400 万円をお願いしてございます。それで歳出でございますが 2 款、事業費、1 項 1 目事業推進費として、補正額 400 万円を計上してございます。その 400 万円は委託料としての予算としてございます。これは電算システムの構築業務の委託料でございます。これはシステム全体の調査・検討及び整備構築を図るために、専門的な業者に委託をしたいということでございます。その委託の内容ですが、両町の既存の今の電算システムであります、ソフトウェア・ハードウェアの、調整・検討。さらには電算システムの業務・分析、これで総合システム構築化の計画等のお願い。総合的なシステム制御、仕様及びそれにかかる経費積算等の業務委託に 400 万円ほどお願いする、というものでございます。以上、簡単ですが補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（会長 竹内亮一 君）

それでは専決処分したこの第 8 号を説明させましたけれども、何かご質問・ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声）

では、報告の事項については、承認いただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 5 号・協議第 6 号、関連がありますので一括、事務局から、説明をさせていただきます。

（事務局長 原子正徳 君）

それでは協議事項に入ります。10 ページからお願いいたします。

協議第 5 号、これは継続協議となっております。新町の名称について、これは協定項目の 3 番でございます。これは第 3 回の協議会でも提案してございますとおり、提案の内容は新町の名称については、協議会委員により候補名を提案してもらい、協議会での協議により決定する、というふうに提案をされております。

続きまして 11 ページ協議第 6 号でございます。これも協議の継続となっておりますが、新町の事務所の位置についてでございます。これは協定項目の 4 番でございます。先回に提案しました内容を、若干修正してございますので、その説明をさせていただきます。

先回は 2 つほど大きな案がございました。

1 つは新町の事務所の位置は、2 町いずれかの庁舎とする。2 つ目として、住民サービスの低下等を招かないよう、本庁以外の庁舎は支所とすると、いうふうにご提案されておりましたけれども、この提案内容を少々修正させていただきます。今回提案するものでございます。というのは新町の事務所の位置等は、何番地という番地まで明記して、それを確認しなければならぬという事になっております。そのことから、1 つ目として新町の事務所の位置は、上北郡 町 番地（現在の 町役場）とする。2 つ目として現在の 役場は、支所とし、 庁舎と呼称する。3 つ目として庁舎の配置方式は、分庁方式とする。というふうに提案をさせていただきます。これでこの空欄のところは、新町の事務所の位置がはっきりと全員の協議の中で確認されますと、この中に正式な町名・番地等が入るという段取りでございます。以上でございます。

次に、会長の挨拶にもございましたが、6 者協議会が、3 回ほど行っていると、その中の今までの経過等の報告を会長の方から皆様方に報告したいということでございますので、会長の方からそのことについて報告をさせていただきます。会長さんよろしくお願いいたしま

す。

(会長 竹内亮一 君)

それでは6者協議の経過について、かいつまんでお話をしたいと思います。3回ほど開かせていただきました。1回目が6月17日、2回目が6月19日、3回目が7月13日ということで、3回を開かせていただいております。その他に我が町は合併の研究会、東北町は合併推進協議会、そして両町の合併特別委員会等もそれぞれ事情に応じて、これまで開催をされているという報告を受けております。

今回の6者協議については、先ほども申し上げましたけれども、新町の名前と、それから庁舎の位置、この2つを付託されたわけですけれども、町名については議論にいたりませんでした。いずれも庁舎の位置について「我が町」ということで、これまで結論に至っておりません。

1回目の協議は、2時間ほどの激論になりましたけれども、私どもが確認しているのは、財政上の事から新庁舎の位置についてはどちらかの役場の庁舎を使用する。これは確認事項でありますので、1回目の協議の中で、我が町は耐用年数それからスペースの問題等から、やっぱり財政上の問題があるので、ぜひ我が町に譲ってほしい、お願いしたいと、こういうお話がありました。しかしながら一方で、面積等含めて我が町は、かなりの広い面積を持っており、しかも住民サービスという面からしますと、ちょうどまん中になるのが我が町だと。庁舎が新しいとか古いとか、スペースが多いとか少ないとかという問題ではない。いわゆる住民の立場からすると、我が町の方がかなり駐車場等のスペースを含めて、非常に私どもとすれば、ぜひ庁舎として位置付けたい。とこういう話がありました。ここはいくら議論しても1回目の時は全く平行線をたどりまして、お互いの主張を相容れないという厳しい口調の議論となっております。

もう1つ問題があったのは、財政力の問題であります。どちらかという我が町は財政力が上だと思う。したがって我が町に庁舎を。というご意見もございました。そしていわば今日、提案させていただいておりますけれども、本庁のある意味では位置付けと、支所の位置付けがどうなのか。というご質問等もありまして、一応説明はさせていただきましたけれども、なかなか明確な方向性を出し得ませんでした。

2回目の協議も約2時間近く議論をさせていただきました。その前に私ども事務局に指示いたしまして、いわゆるその財政力云々というお話も、かなり突っ込んだやりとりがありましたので、16年度末、来年の3月末になった時に、両町の基金がはたしてどうなるのかということ、実は両町からの出されている16年度予算の中にあるものを含めてすべてを見た結果、基金は最終的にこうなりますよ、という事を実は示しております。

それからもう1つは地方債、それからある意味では債務負担行為の部分ですけれども、これについても16年度末、来年の3月末になった時に、どうなるのかという事を示させていただきました。この2つを見た時に私どもは対等合併ですから、財政力とは必ずしも一致しない部分はありますけれどもほぼ、基金それから地方債、債務負担これを足しますと、この中に実は退職手当のいわゆる繰越金の問題がありますけれども、じゃあ現在の退職の、ある意味では将来の見通しのところで積立るのがどの位あるのか、その辺も含めて示して、大体基金と借金のところは、ほぼ両町が大体そんなに差が無い。という事を実は示させていただきました。

それから財政力の問題ですけれども、一般財源について、これは14年度の財源のおよその比較ですけれども、両町がどれぐらいの一般財源等の比率交付金を含めてですよ、なっているのかこれを比較した時におよその数字を出てきますので、これを具体的に示してあります。A町は100とすれば何十パーセント、B町は何十パーセント、それがいわゆるある意味では、普通建設事業等の、目安とする1つの基準ではないのかな、こういう形でその具体的な数字のところまで、実は示させていただいております。改めて庁舎のスペース規模等を含

めて説明させていただいて、その上でお互いの意見を出させていただいております。そういうことでこれを示したわけですが、少しは前進があったのかなという気はしますけれども、ほぼ1回目と同じような議論の繰り返しで、新たな議論の展開はなかった。とこう記憶しておりますけれども、いわゆる両町とも相譲らず、ということになりました。

3回目の7月13日になりますけれども、ここで新聞報道等もございましたけれども、いわゆるある一定の前進方向性を示す事が出来た。こういうふうになっております。そういう意味では、本庁・支所の位置付けをある程度お互いに理解しあったというのが、方向付けをする事が出来たと、こう思っております。本庁には主要な課を置こうではないかと、具体的な事はまだ決まっていますが、大体、議論の中で出させていただきました。

支所については、住民サービスの低下を招かない、また地域の個性を活かすという事からすると、それなりにその地域の主なる課をバランスよく配置しながら、人員も配置していくという方向性を出させていただいております。なぜかと言いますと、どちらが本庁になったとしても、250名近い職員を1つのその庁舎の中に吸収する、一本化するという事は、どちらが庁舎を選んでもこれは不可能であります。実は、当初からその事もこの協議会の中で議論をさせて、あるいは意見を出していたところでもありますけれども、今回はある程度、その主要のところは本庁に置きますよ。それから支所のところには、その地域のバランスを考えながら、その個性を活かした課をお互いに置き合おうではないか。という方向性が出されたというふうになっております。ご覧のように、ある意味では、私の1つの考え方も知れませんが、旧町の自治・個性を活かすというのは、当初からの私の合併の基本的な考え方でありますので、どういう形になってもそうしなければいけないということは、前も申し上げておりますけれども、この6者協議の中である程度、その方向付けが出来たものというふうになっております。

先ほど事務局長が話したように、そこにきちっと明記させていただきました。仮にどちらかが支所になったところには、どここの町の支所、そしてもう1つはどここの分庁舎、2つの看板がかかる、というふうになるという事も報告をさせていただきたいと思っております。

そういったことで先ほど言いましたけれども、不退職の決意で私どもこの6者協議を経て努力をしまいいりましたけれども、結論には至っていませんけれども、皆様のご理解をいただければ、またこれから6者協議を開いて、1つの方向性を出して、次回の協議会に提示をいたしたいとこのように考えておりますので、特段のご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは今の町名・庁舎の位置、6者協議の経過について、ご質問等がありましたら、あるいはご理解をいただけない部分があるとするならば、ご意見をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員 蛭沢正勝 君)

東北町の蛭沢ですけれども、今、会長さんからご説明ありました16年の3月の財政の問題。それはもし事務局と検討していただいたという事であれば、これは協議会の委員に資料を配布できないものでしょうか。前にいただいた資料を見たら、この上北町さんから東北町いくらというのではなく、両町の合わせた数字で出ているものですから、16年3月のお互いの町の数字が分からないというのが、前にいただいた資料の中で、そういうことでもし新しく今現時点で見直したという事であれば、その資料を提出していただきたいというのが一点でございまして、それから、この11ページの庁舎の配置方式は分庁方式とする、というような事、これは第3回目6月4日の時には、住民サービスの低下等を招かないよう本庁以外の庁舎を支所とするというような事の提案で、これに関しまして私は、お互いの立場になった時に、支所というような事になった方とすれば、住民に対する説明等でどうしても不都合が生じるのではないのかという事で、今日の案みたいな事は、私ども提案した経緯があるので、このような形になるということは、私とすれば6月4日に提案した者とすれば、ま

あい形になったなあと思うのですが、この協議会をもって、そういう形にならないで、6者協議の中でのなるといことは、今後においてもこのような形で、私ら協議会で議論なされたものが、6者協議なり議員さん方が数多くそして参加する会合で変る事も多々あるのかなあと、そのような疑問点もあります。以上でございます。

(会長 竹内亮一 君)

はい、先ほど6者協議の示した資料については、今資料のコピーをとって、お渡しをさせていただきますので、ご理解をいただきたいということです。ちょっと今、事務局と話をしたので、要点がつかめない部分があったのですけれども、

(委員 蛭沢正勝 君)

後の方ですか

(会長 竹内亮一 君)

はい、要点だけで。

(委員 蛭沢正勝 君)

あの、簡単に言えば、分庁方式というものは、これこれでもって合併のメリットが出やすいということで、この6月4日の資料に延々と説明してあります。けど今回その、新たに6者協議の中でこれが浮上したという事は、その合併という大前提の中のスケールメリット等を唱えた時に、その辺のメリット、デメリットを捨てた形の中で、こういう提案になったのかどうかということと、やはり私はこの場で一旦決めたものが、その流れによってその議員さんまあ6者の中に議員さんが入っておりますので、そこら辺をふまえた中で、対極的な政治的な判断で、そうせざるお得なかったのかなと、その辺を若干教えていただければと思います。

(会長 竹内亮一 君)

いや、それは特別ありません。ありませんというのはなぜかと言うと、この前2回目でしたか、3回目ですか、その時に、いろいろと支所という位置付けを含めて、より分庁方式もあり総合支所方式もあるのではとこういう中で、私はその時も、実質分庁的な位置付けになりますよという事を、私はお話したはずであります。つっこんだやりとりはしませんでしたけれども、要するに先ほど言ったように、どちらが庁舎になっても分けざるお得ないのです。スペースからいっても何からいっても出来ないのです。1つのところに全館があって、全職員がいればそれは1番ベターですけれども、いわゆる両町の役場を、どちらかを使うということからすると、先ほど言ったように、許容範囲の人員というのは限られてきますので、どういう理屈を付けたとしても、分けなければ出来ないという事は、初めからもう分かっている事でありまして、そういう意味でただこの前示した時に、その収容の能力のスペースとか、それから財産のものとか、あるいは駐車場の問題とかこれいっぱい出ておりましたけれども、そういった事をふまえながら、一番住民が心配しているのは、庁舎がどちらかになったとしても、庁舎でないほうの住民にとってはやっぱり不安もおぼえるのではないのかと。法的に言えばですね、本庁・支所ということだけしかないのだそうです。ですから皆さんの地域住民がある程度、理解し得るようなここに、分庁という名前をあえて付け加えた方が地域住民も、ある程度理解をいただけるのではないかと。ということであえてここに明記させていただいたと。ですからこれは分庁方式という事になったとしても、本当の支所、これは変わらないと。どちらかが支所であり主になる。ただし支所の方にはそういう個性を活かしたような課を持ちながら、分庁舎という事をきちっと看板をさげてやりますよと。こういうふうな事をあえて申し上げてご理解をいただきたいと。そして6者協議でその壇上の産物だとは

言いませんけれども、そこで出た問題だけではなくて、当初からこの協議会の中でも位置付けについては議論になっている経過がありましたので、ひとつご理解をいただきたいとおもいます。よろしくお願いします。

(委員 蛭沢正勝 君)

あの私冒頭に言ったように、この案は私も正直言ってこういう形で、何回も提案したら、メリット、メリットといわれたもので、その時は自分で下がったので、今回こういう形になったのは、自分の思っていた事と同感なものですから、これは大歓迎をいたします。ただ、会の進め方の中で、私らも前回の時点でこれこの復活案、4町の時も同じなのですが、法定協議会の中で一旦決めたものは、もう動かさないのだというように決めて、2町になってからはそれはないのだよというふうなことでいいのですが、前の4町の時からこういう会に入ってきておるものですから、一旦この場で決めたものは、もう変えないよというように、自分があまりにも頑固に動いて悪いのかどうか分かりませんが、やはりこのような形の中でこれからいろんなものが協議をしていく時に、一旦それなりに決まったものでもこういうような形の中でつめていった時には、変更もあるんだというふうに、その会の方を進めていただければ、やはり新しいものをいいなあとと思った時に提案しやすいなとおもいますので、今回のこの例は、例としてまた将来的というか今後においても、あった時には何分よろしくお愿いします。

(会長 竹内亮一 君)

はい、まあそういう意味では、

前回の協議会でも出ていましたので、それをふまえながら少し整理をしながら、やった方がいいだろうとおもって、あえてこの協議会にその辺をきちっと明示させていただいた、ということをご理解いただきたいとおもいます。これもひとついろんな協議事項を決定していきますけれども、最終的には地域住民の説明会が必要であります。そして議会に提案して、そして議決をして始めて合併するのだという事で、それに基づいて県・国に申請を出すという手順になると。だからすべてとは言いませんけれども、ここで決まった事はやっぱり責任をもってやるというのは、協議会の役目ですから、後で直すと云々と、そういう気持ちではなくて、私の方も真剣勝負でやっていますので、決まった事については、地域住民に理解してもらおう。最終的には議会の承認を得なければいけません。この手順はきちっとふませていただくということを、申し添えたいとおもいますので、よろしくお願いします。

あと、何かございますか。

(委員 沼山喜久男 君)

今の点については、質問ではございません。ただ協議案件第5号の新町の名称についてですが、この協議会でも協議によって決定する。で協議会委員より候補名を提案してもらいと、まあ今までずっと来ているのだけれども、これでいいのかどうか正直なところ、前回も話題になりましたが、これから本庁舎が上北町なり東北町どちらかに決定になるわけです。その時に我々の頭の中にあっているのは、たぶん皆さんもご理解いただけると思うが、本庁でないほうの一方の町側に新町の名前は任せた方がいいのではないかと。いや任せましょうというふうな、こう内々的な意見も出ている事も、私は事実だとおもいます。そういうことからすれば、今日この10ページのこの協議会委員よりというこの表現の差異を確認していいのかどうか、それともこの文面はこうだけれども、中身的にはこうこうというふうなことを、今日の委員会で話題にしながら、ある程度、理解してもらおうのも、今後の混乱を防ぐためにはどうかと、こうも感じたので申し上げておきたいとおもいます。

(会長 竹内亮一 君)

ちょっといいですか。前回この協議会で、町名と庁舎の位置については、一括で議論させていただきました。したがって6者協議に委ねるという事も決定事項であります。ですからどちらかが庁舎になった時には、どちらかに町名を委ねるというのは、基本的に私は方向付けられているものだというように理解しております。そこが痛みの部分だという事で、ご理解をいただきたいと思います。はい、よろしいですね。あとございますか。

(委員 築田兼男 君)

東北町の築田です。先ほどですね、新町の町名については、6者会談の中でも話にはなりません。とこういうことですね。そうだとすれば、新町の名称については協議委員より候補名を提案して云々ということですから、私はそう理解していたと。あえて6者協議に委ねるという考えはないと、こういう考えを言いましたけれどもですね、今改めて沼山委員が話をしたら6者協議に委ねる、そういう中身でご理解をしてほしいと言う事なのですが、私はそうではないとこう思っています。あくまでも協議委員の中で提案をして、新町名については協議をする。こういう判断の基に私はご理解をしております。

(会長 竹内亮一 君)

それは前回の協議会の中で、議事録の中にもられていますので、これは一括で協議会に委ねたということが決まっておりますので、ご理解をいただきたい。ただ、私は何も出なかったと言うのは、やっぱり庁舎に決まった方が、その支所方の方に町名を委ねるという事ですから、庁舎の位置が決まらないのですから、名前は出てこないのです。ですからそこは誤解をしないように、我々も決して町名をないがしろにしている訳ではありません。そこが決まった暁には、支所になったところの方のご意見もあるのだろうとこう思いますので、その辺も議論しながらワンセットで提示させていただくという事で、ご理解をいただきたいと思えます。あとございませぬか。なければ、ご理解いただいたものとして、よろしいですね。

(委員 築田兼男 君)

大変申し訳ありませんが、だとすればですね、6者協議の中で3回ほどやっている訳ですから、もっと中身がねそれぞれあるやに思うのですけれども、その辺はもう少し6者の中で話された内容がこの場でできないのかなあ、とこう思うのですけれども、どうですか。

(会長 竹内亮一 君)

いや、先ほど要点というお話をしましたけれども、それに準じたお話で、細々としたところまで私は必要ないだろうと、基本的にこういうお互いの主張で平行線に来ましたよ。ということですので、その細々した事まで、ここで云々という事ではならないだろうなあ。そんなに何も隠す必要もないし、なんら開示したくないとかそういう事ではないですよ。要はお互いのやっぱり地域にとって、庁舎が必要だとあるいは位置付けとしてそうなのだ。というふうな両者が両町の委員の皆さんが相ゆずらないで平行線を辿ってきたというのが、今までの経過ですから、決して先ほどの報告、多少の所のもれがあったかも知れませんが、基本的な事についてはお互いの主張しあひばなし、というのが現状でした。そういう事でご理解いただきたいと思えます。よろしいですか。

あと無いようですので、この2つについて理解をされたという事をふまえて、この分庁方式を採用するという事を、前提に基づいてまた次の6者協議に進めて、次回の協議会に提示できるように努力してまいりたいと思えますのでご理解ください。それではこの件については、理解が得られたとして次のことについて、議案を進めさせていただきたいと思えます。

(委員 蛭沢正勝 君)

次に入る前に、今もらいました財政の問題。それを前の資料等の時に説明を受けている訳

であるので、ちょっとこの変わったところを、事務局からご説明さしていただけないでしょうか。

(会長 竹内亮一 君)

これはですね、その他の所で、説明させてください。

(委員 蛭沢正勝 君)

後でやってくれるのですね、はい、わかりました。

(会長 竹内亮一 君)

それでは協議第 15 号について、事務局から説明させますので、よろしくお願いします。

(事務局長 原子正徳 君)

それでは 12 ページをお開き願います。協議第 15 号、慣行の取扱いについて。これは協定項目の 16 番になっております。慣行の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1、町章、町民憲章、町の木・町の花等については、合併後新町において新たに制定する。
- 2、表彰制度については、合併後新町において調整する。
- 3、名誉町民については、合併後新町において調整する。ただし、現在の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする。
- 4、町民歌、音頭、宣言等については、合併後新町において調整する。

ということ、提案したいと思っております。

13 ページからは両町の現在の現況等を列記してございます。町章については、調整の具体的な内容としましては、町章、町民憲章については、合併後新町において新たにこれは制定する。というふうに調整してございます。

14 ページでは、木・花・鳥・色そして表彰とございます。木・花・鳥・色は調整の内容として、合併後新町において新たに制定する。表彰については、合併後これも新町において調整する。というふうに調整をしてございます。

15 ページでございます。ここは名誉町民の項目になってございますが、その調整の具体的な内容として、合併後新町において調整するが、ただし現在の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする。ということで調整をしていきたい。こういうふうに思っております。

16 ページは、町民歌と音頭・小唄、宣言という項目が書いてありますが、この 3 項目とも、合併後新町において調整する。ということで、専門部会ではこのように調整されております。という事でご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(会長 竹内亮一 君)

それでは慣行の取扱いについて、説明をさせていただきましたけれども、ご意見を頂戴したいと思います。はい、どなたか、ありませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

なしという事でありましてけれども、ご承認いただいたものとして、決定させていただきます。

それでは協議第 16 号、公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明をさせていただきます。

(事務局長 原子正徳 君)

それでは協議に入る前に、皆さんのお手元に 2 枚ほど、この公共的団体等の取扱いの修正したのはお渡しになっています。これミスプリントでございまして、修正後のこの皆さんの方へお渡ししておりますので、それに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。後で

これを差し換えしていただきたいということで、大変皆さんにご迷惑をかけますが、よろしくお願ひいたします。それでは協議第 16 号、公共的団体等の取扱いについて、これは協定項目の 17 番でございます。公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案いたします。

公共的団体等の取扱いについては、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体については、合併時に再編できるように調整する。

(2) 町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

ということで、提案させていただきたいと思います。18 ページ以降には、両町の公共的団体を列記してございます。もうひとつ 19 ページの上北町の No.22 番、上北中部土地改良区、ここを大変申し訳ございませんけれども、削除をお願いいたします。ここは稲生の土地改良区と合併されておりまして、現在は上北中部土地改良区という団体はございません。この部分の削除をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは各項目について、調整の具体的な内容ですが、18 ページのここは合併時に再編できるように調整する。ということでございます。19 ページは、改良区と農協さん、漁協さん等は、現行のとおりとする。という事で調整をしていきたい。ということでございます。以上についてご審議のほどお願いいたします。

(会長 竹内亮一 君)

はい、ありがとうございます。それでは公共的団体等の取扱いについて説明させましたけれども、ご意見・ご質問等を受けたいと思います。いかがでしょうか。

(委員 笹倉健 君)

あの、改良区なのですけれども、東北町に滝沢平土地改良区というのがございますけれども、これは該当にならないのですか。

(会長 竹内亮一 君)

はい、すいません。ちょっと

(事務局長 原子正徳 君)

滝沢平土地改良区については、私の方が聞くところによりますと、解散されたということが入ってきているものですから、

(解散していないの声)

はい。分かりました。ただ今の私も今はっきりとしたものが無くて、調査をしまして、再度改めてこういうこの事実をはっきりし、提案させていただきます。それでご了承願えればと思います。よろしくお願ひします。

(会長 竹内亮一 君)

はい、すいませんでした。はい。

(「資料の差し換えでどこが修正になっているかの声」)

(事務局長 原子正徳 君)

変わったところはですね、17 ページ 18 ページ、17 ページを見てください。(2)のところ綴じているものには、町村独自という村が入っております。そこは 2 町という事ですので、町独自と村を削除。ということでございます。ということで、私どものミスで申し訳ございませんが、そういうことでございますので、よろしくお願ひいたします。18 ページもそのようなことです。

(会長 竹内亮一 君)

はい、どうぞ。

(委員 蛭沢正勝 君)

この備考の方に合併時に再編できるように調整する、というように書いておりますが、この団体の中で、法的に絶対合併しなければならないというものと、任意の中で、そのたとえば合併後も旧町に2つの組織があってもいいものと、いろいろあると思いますが、このどうしても法的に1町になるものですから、1つの組織というように、決められているのは何と何にと決められているのであれば、教えていただきたいと思います。ちなみに私は商工会の会長の中では、1自治体の中に2つ3つの商工会があってもよろしいと。また市の方であれば商工会議所があり商工会があってもいい、というようになっておるものですから、そのような私らの組織は私らで若干分かつても、あとのことに対して分からないものですから、事務局等で分かっているなら、ご指導お願いいたしたいと思います。

(事務局長 原子正徳 君)

お答えします。今蛭沢委員さんから質問されました、この公共的団体の中で1つにしななければならないものは何か、2つ3つであってもいいのは何かということを知っていたら、教えてもらいたいという質問されました。この事につきまして、事務局として、その辺の調査はしておりませんものですから、次回までには、その辺を確認し、ご報告したいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

(委員 蛭沢正勝 君)

はい、分かりました。

(会長 竹内亮一 君)

よろしいですか。はい。あとごさいませんでしょうか。

(「なし」の声)

なしという声でありますので、ご承認いただいたものとして、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、協議第17号、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて、事務局から説明をさせていただきます。

(事務局長 原子正徳 君)

それでは、20ページをお願いいたします。協議第17号、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。これは協定項目の18番になっております。

各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案いたします。

従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整をする。というふうに提案させていただきます。21ページ以降では、現在の両町の補助金関係ごとに分けて、明記してございます。これの調整の具体的な内容でございますが、21ページの方に示してございます。各種団体等への補助金・交付金等については次のように調整する。

1つが同一・同種の団体については、合併後の統合、再編の状況を踏まえ、関係団体の理解と協力を得て調整をいたします。

2つ目、一方のみにある団体については、実情等を踏まえて調整をいたします。

3つ目、事業等に伴う補助金、交付金等は、制度の経緯、事業等の実績をふまえて調整をする。

4つ目、その他の補助金、交付金等については、同一・同種のものは、合併後に統一する。

各町独自のものについては、新町の全体の均衡を保つように調整をする。ということで調整内容は、これをやっていきたいというふうに提案いたします。よろしく願いをいたします。

(会長 竹内亮一 君)

はい、それぞれ両町を比較した数字が載っております。かなり広範囲に渡っていますけれども、これについてご質問等をいただき、これはまあ後で調整するという事になってますけれども、何かご質問等がありましたら、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(委員 沼山喜久男 君)

新町において調整する。意味は分かるが、要するに4月1日の新年度予算でこれら諸々のものが整備されると思うが、この表現は4月1日になってから調整するという事なのか、まあ2月なり3月に叩き台が出来て、そこで新年度予算、1日から始まる訳ですから、そういう意味で新町において調整というその辺をどう我々はとらえればいいのか、教えてください。

(事務局長 原子正徳 君)

いまの沼山委員さんのご質問にお答えします。ここに新町において調整するというのは、新しい町になってからというふうに、理解していただければよろしいかと思えます。

(委員 沼山喜久男 君)

まあそういうことから今これでいいのかなと、もしこの表現どおりだとすれば、合併してからこの事を相談するのだよと、ということを確認した訳です。それでいいのかなどうか。まあ正直なところ今までの計画では、夏あたりが合併議決がなされる。その後3月までの合併する間において、諸々の合併に向けてのそれらの作業というものは当然あるのだろうと。その中にこれらが出てきて当然でないのかなあ。たとえば全ての団体が予定であれば3月の定例会で新年度予算が決められて、それから団体も新年度に入る前に来年度のそれぞれの事業計画が相談されてスタートされる訳です。それをあなた方が4月になって合併する、もちろんその新しいいろいろな事でやっている各種団体が全く方向も何も示してもらえなくて、計画も何も出来ない。こういうことでいいのかなあ。こう思えばね、私はやっぱり、叩き台は少なくとも2月なり3月までに、各種団体の意見を聞くなり出したりして、案は案として作らなければならないのかなと思っていますけれども、その辺はよその方でどうやっているのかなあ。

(事務局次長 小林正勝 君)

他の町村でもですね、実はこのような調整方法でしております。ただですね、新町において調整すると記載してありますけれども、それまで何もやらないということではないとご理解いただければと思います。その辺いま、それぞれの団体で努力して、いま統合等の計画がそれぞれの団体であればそれなりに協議が進むであろうかと思えますけれども、どうしても遅れる団体等もございますし、事業からんだ補助でありますので、なかなかその一定の期間内で、1つになれということも無理かと思えますので、調整の方法として、新町において調整するところ記載しておりますので、ご理解をいただければと思います。

(委員 沼山喜久男 君)

はい。私は思うに、初年度は基本的に16年度予算これは100パーセントではいなくても、ある程度のその今あるそれぞれの町で、当然必要として補助金を出すなり、さまざま育成をしている訳ですから、それを合併してからそれを云々というよりも、基本的には初年度の17年度においては、16年度のそれぞれの町のそれらを、最重要視して、100パーセント

そのままという訳にはいなくても、その辺をこう方向を示してですね、各種団体たちにも、いろいろ自分達で検討し、変えるべきものは変える、もちろん両方の代表の人たちも集まってやるだろうし、それくらいにもものはなんかその方が、各種団体に不安を与えないのではないのか、という気がするけど、まあ今日は一方的に結論出さなくても結構ですが、そういうふうな私は思いを持っていますので、今後、その辺の検討もしていただければと思います。

(会長 竹内亮一 君)

はい、私もそう思います。思いますが変な話ですけれども、というのはいずれにしても、合併後の15年間に渡る収支の見通しを、きちっと策定しなければなりません。その中にある程度のを盛り込んでいかないと、これだけ財政が苦しい訳ですから、この両町にあるものないもの、いろいろあります。中身を見ると。これは可能な限り調整をしていかないと、新町にすべて先送りという訳には実は行かないと、思っていました。その事を理解していただいて、いずれかの機会に改めてこの問題について、また議論をさせていただきたいというふうに思います。どうしても調整がつかない時には、これはそういう事があるかも知れませんが、そういうことでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(委員 築田兼男 君)

今、お話になっておりますけれども、これについてはね、新町になってから調整をする、というのは言い換えれば、従来どおり新町の調整をする段階になるまでは、従来どおりの予算の交付するというふうな、ご理解でいいのでしょうか。従来どおり。

(会長 竹内亮一 君)

いや、

(委員 築田兼男 君)

そうでないかね、我々は新町になってからとこうなるとね、いろいろ問題点が出てくる。

(会長 竹内亮一 君)

はい、だと思っています。

(委員 築田兼男 君)

だから今ここではね、新町になってからの調整という部分の前段ではね、従来どおりという考えであれば、

(会長 竹内亮一 君)

いや、それはそういう訳にはいきません。はっきりいって、いかないのです。そうでないと、ただですね、これは今事務的な作業のところでは申し訳ないのだけれども、表現がこれ新町に丸投げするような形ですけれども、これじゃやっぱりいけないので、かなりこれから、ただ各団体とお話をしないうちに、こちらで一方的にその云々というのも問題があるかどうかということで、幹事会ではそれなりに配慮して、今日は提示させていただいたということで、これはあのある程度につまった段階、というのは、新年度のある程度のところまでやっておかないとですね、全部が全部そこに引き継ぐという事は絶対にいきません。いかないのです。予算組めない状況です。そうすると、無いから組めないという事ではないですよ。それからやるといっても、どうしてもこうしても間に合いません。ですからある程度の所は、きちっとする。この部分はこういう形、この部分はやっぱりまだ調整がつかないので、これについてはまた議論をいただくという事になっていくだろうと、そういうふうに理解をいただきたい。丸投げは絶対にありません。はっきりいって出来ないのです。調整させていただきたい。

という事でご理解をいただきたいと。2つが1つになる訳ですから。たとえば緩やかでもこういう形に補助金を削減していきますよという事を、きちっとしていかないと、次の人が困るでしょう。困るのです。

(委員 蛭沢正勝 君)

1+1=2にならないよ。ということですね。

(会長 竹内亮一 君)

ならないのです。そこはひとつ、ご理解をいただきたい。それぞれ簡単に言う人がいますけれども、十分わかりますけれども、そこは調整をしながら方向性を見出すと言う事で、ご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。あとはございませんか。

(「なし」の声)

はい。それじゃあ調整を含めて出させていただきますけれども、議案についてご理解いただいたものとして、ご承認させていただきたいと思います。

次に消防団の取扱いについて、ご説明を事務局からさせていただきます。

(事務局長 原子正徳 君)

はい、それでは27ページを、お願いいたします。協議第18号、消防団の取扱いについて。これは協定項目の23番でございます。消防団の取扱いについて、次のとおり提案をいたします。

- 1、2町の消防団は合併時に統合し、消防団員については、新町に引き継ぐものとする。
- 2、分団等の組織については、当面現行のとおりとし、新町において適正な組織体制について検討をし、再編いたします。
- 3、消防団員の報酬及び手当については、合併時まで調整をいたします。
- 4、消防団員への被服等の貸与については、合併時までこれも調整をいたします。

ということで提案をいたしたいと思います。28ページ以降には両町の現況等、それを列記してございます。28ページのここは分団数、定員・現員の数、階級等を示してございます。

これらは先ほど提案した中で話したとおり、2町の消防団は合併時に統合し、消防団員については、このまま新町に引き継ぐものとする。分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新町において適正な組織体制について検討をし再編いたします。ということが調整の内容でございます。29ページには、報酬・手当、被服等の貸与の現況の、両町の状況を示してございます。この調整内容ですが、報酬及び手当については、合併時まで調整する。被服等も同じく合併時まで調整をして均衡を図る。という事にしていきたいというふうに思っております。30ページは消防団の年間の行事等でございますが、これらは合併後、新町の消防団が関係機関と調整し、その計画を定めるというふうに、調整をしていきたい。こういうふうに思っております。31ページは現在の分団数とその管轄区域、それとその団員の数でございます。以上、このように提案をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

(会長 竹内亮一 君)

消防団の取扱いについて、説明をさせていただきました。ご意見ご質問等頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(委員 沼山喜久男 君)

この中の分団に28ページ、分団等の組織は、当面現行のとおりとし、こうあるのだが、これはそれぞれの町、事情によってこういうふうに、上北町が11分団、東北町が8分団、とこうある訳ですが、まあ、分団が多いから少ないから、どの程度そのいろいろと経費等とか、かかるとかということは私は、そういうふうな中身は分かりません。ただ、道路網もこ

れだけ良くなり、いろいろ考えた時に、昔あった分団をそのままずーっと、持続しなければならないのだという、当面という事なのです。合併によって調整する、いままではすべて合併と同時に調整するのだという考えで、ここだけについて当面というのは、民間レベルの当面というのは2・3年ということなのか、どういうことなのかはこれはさて置いて、やっぱりその辺の自動車ポンプでも何でも分団に当然、1台ずつ置かなければならぬだろうし、最近の各部落等の消火栓等さまざま配慮しても、統廃合というものは困難なものかどうか、その事は私の勉強不足で分からない。まだ、そのような気持ちで当面、上北町が11分団、東北町が8分団。合併したら上北町云々するつもりはないが、東北町はなんたって、上北町の4倍も土地が広いということからいけば、なかなかあの、あれだっていう部分で、我々も地元においてなかなかその分団の統廃合というものは、ああいった所へいたって、出来ない事は事実です。そんな思いがしていますので、ご意見申し上げておきたいと思います。

(会長 竹内亮一 君)

はい。十分検討させていただきたいと思います。特に我が町のことを言わせてもらえれば、あの4ヶ町村、広域の署に本分団が1つつこの中に入っております。その分団を入れなければ、我が町は実際10団なのですけれども、実は消防車を買うにしても何にしてもですね、防衛庁の補助事業で実はやっているのですよ。だからこの統廃合、仮に仮定ですよ、いずれはそうなると思うのですが、その統廃合した時に、その防衛庁の補助事業の対象のところはどうなるのか、ちょっとまだ詰まっていないのですよ。実は、その辺も踏まえながら、いろいろこれから沼山さんがお話した事を、十分ふまえながら、もう少し詰めてみたいと、こう思っていますので、よろしくひとつお願いします。その他ございませんでしょうか。

(委員 笹倉健 君)

あの、大変勉強不足のような質問をしますけれども、この団員の年齢ですけれども、幹部団員は団長以下部長まで65歳とありますけれども、私はその団員の年齢は分かりませんが、何々が認めれば65歳すぎてもいいとかという、噂もあるのですけれども、この辺はどうなっているのですか。

(事務局長 原子正徳 君)

今の65歳以上、いろいろ理由があればということが分かれば、というご質問ですけれども、大変申し訳ないのですが、調べてないものですから、解答する事が出来ないという事でございます。

(委員 笹倉健 君)

65歳以上でも、何か役職をやっているという、そういう部分もあるものですから、ここであればちゃんと65歳までとこう謳われているのですけれども、これはどうなのでしょう。

(委員 阿部博光 君)

私も以前、消防団長をしていました。以前中部4ヶ町村で統一して、幹部は65歳までとしました。このことは、あの議会で承知したことです。それで認めるという事であれば、特例だと思います。それは東北町だけの特例だと思っています。

これはあの議会でも、提案を受けた事があります。実際、定年を伸ばして、何で早く辞めているかと、幹部になったら65歳まで勤めたらいいのではないかと、指摘されたこともありましたが、そのうえで団員は60歳、幹部は65歳まで。これは間違いなく定年、統一して決めております。4ヶ町村全部の、だからそれを伸ばす事であれば、東北町の特例だと思います。

(委員 笹倉健 君)

だから私は勉強不足といいました。過去にあったかないか、これからどうするのか、きちっと65歳という定年を設けるのか、それともどうですかと。

(会長 竹内亮一 君)

あの、これは4カ町村が合併しても、こういうふうに残っていますので、少しきちっと我々も調査しながら、はっきり言ってこの件については、どこが特例だと言う事ではなくて、これは全体の事ですので、要するに指令が中部にありますので、その中での統一的なものではないといけないと、こう思いますのでひとつご理解いただきたいと思います。よろしく願います。

(委員 阿部博光 君)

参考までに、中部上北地区協議会では各分団の部長までという対象になっております。それで分団になれば班長まで幹部だけれども、その地域の協議会の対象は、団長、副団長、部長までその中で、昔はきちっと連絡協議会の会長が、ほとんど七戸がやってきましたが、この頃になってから持ち回りになって、上北の和田勇治さんから、蓬畑金介さんに行って、こう回っています。私も過去20年間、消防団員、分団長までやりました。その時にその定義を決める委員として一応相談にのっておりますので、申し添えておきます。だからそれがあるとすれば、特例だと思います。

(会長 竹内亮一 君)

いやいや、そうではなくて、検討しますという事だから、まあそこを理解していただいて、

(委員 阿部博光 君)

だから新町においても、やっぱりあの幹部の協議会のまだ4カ町村の協議会が活きているのだから、その辺と相談しながら、統一していった方がいいと思います。

(会長 竹内亮一 君)

ですから私が先ほど言ったのは、4カ町村がありますので、これとよく調整しながら、明確に方向性を出したい、ということをお願いいたしますので、ご理解をいただきたいとこう思います。

(委員 木村大丈 君)

この消防の組織の関係で、1つの町に2つの消防署があって、指揮命令系統の関係でそれは出来ませんので、たぶんその段階になると、このどちらかの署が1つになるか、あるいは1つが分署みたいな形にならないと、消防の組織上うまくないので、たぶん中部の段階あるいは2町の段階でも、その協議も出てくる可能性がありますから、その辺の所もお含みいただきたいと思います。

(会長 竹内亮一 君)

はい、ありがとうございます。ここはやっぱり一緒にしないと機能しないと、いうことになろうと思いますので、これは後で中部の方とも、お話をしてここは必ず1つにならないといけません。それからたとえば、これ、仮定の話ですよ。両町が合併して団長が1人ずついますよね。これだって1人にならなければいけません。分団はこれ別ですよ。その辺もひとつご理解をいただきたい、ということで、あとはよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

じゃあ、消防の取扱いについても、ご承認いただいたものとして、議決をさせていただきます

たいと思います。予定している協議事項については、全てを皆さんのご協力によって、終える事が出来ました。その他に移りますけれども、先ほどの件は何もなければ移りますけれども、その他の部分でご意見ございますか。先ほどの資料の説明については今、させますけれども、あと何かありませんか。無いようですので、資料についてちょっと事務局から説明をさせていただきたいと思います。

(事務局次長 小林正勝 君)

それでは、先ほど配布いたしました資料についてご説明申し上げます。2枚ほど配布してございます。財政シミュレーションでの建設事業費を積算した資料についてご説明申し上げます。

先に財政シミュレーションでの建設事業(合併しない場合)と記載しておる資料でございます。これは3月に両町で協議がなされてございまして、その場合の合併しない場合のそれぞれの町の普通建設事業費の推移を表してございます。平成17年度から平成27年度までのそれぞれの建設事業費の推移でございます。結局27年まで合計いたしますと上北町が30億1700万円、東北町さんが58億8100万円と、それぞれ記載されております。その下にあります平成16年度末での基金等の状況等のこれは見込みでございますけれども、これは6月4日の合併協議会に協議第7号として、財産及び債務の取扱いについての、資料の中に基金についてそれぞれの状況が書かれてございますけれども、これは平成15年度末残高で記載してございます。ところが実際16年度予算がなされてそれぞれもう予算執行してございますので、それらではそれぞれの基金、財政調整基金、返済基金等々が、取り崩すするという事で予算化されてございまして、それらを含めて16年度末の見込みを記載したものでございます。上北町が財政調整基金、減債基金で合計いたしますと、1億6100万円、東北町さんが4億3000万円となっております。これに退職手当組合の繰越分をそれぞれやりますと、合計いたしますと上北町が3億200万円、東北町さんが3億3500万円、そのようになってございます。その一番下の表が、地方債、債務負担行為の状況でございます。上北町が地方債102億2700万円、債務負担行為が9800万円、合計いたしますと103億2500万円。東北町さんが地方債98億2200万円、債務負担行為が9億2000万円、合計いたしますと107億4200万円、このようになってございます。

そして次の東北町・上北町の主な一般財源の比率(平成14年度)このようになってございます。これはそれぞれ平成14年度の決算で、国、県支出金等を除いた町税等それぞれの一般財源のそのそれぞれの町の財政力を示しているのではないのかという事で、その表でございます。東北町さんが合計いたしますと、39億4631万4千円、上北町が30億3401万2千円、合計いたしますと、69億8032万6千円となっております。これを比率にいたしますと、東北町さんが56.5%、上北町が43.5%、このようになってございます。以上でございます。

(会長 竹内亮一 君)

はい、資料について大体の説明をさせていただきました。はい、どうぞ。

(委員 蛭沢正勝 君)

これを教えていただきたいと思うのですが、今回の16年度末の資金の状況でもこれは今まで15年度までの資料が出てきてありまして、今回この中で退職手当組合繰越額、この退職金の数字が出てきておりますが、ここに入ったという事は何か意味があるのか、今までの資料の中で、どこをみても出てこないのですよね。

(事務局次長 小林正勝 君)

6月4日付けの協議会において、楢館委員さんからもその質問がございまして、その席で

解答してございますけれども、まあいずれにしても、たとえば職員のこれは退職手当組合に対する額でございまして、実際、町が退職手当組合に出して負担している額の差引額ということで、実際折半した額と退職金として交付した額の差額が、これから今まだ1億4100万円余裕がある。東北町さんがもう5億9500万円ほど多く支払いしていると、これはいずれ負担しなければならない額ですので、まあその債務になるのかなと思っております。記載でございまして。

(委員 蛭沢正勝 君)

教えていただきたいと思っております。いいですか。この地方自治体の場合、職員の退職金の積み立てというものは、どのような形になっておられるのでしょうか。少なくとも商工会の商工会職員、これは国、県、自治体から補助金もらいながらの運営なわけですけれども、いま100パーセント充当をしている、全国、岐阜あたりがそうなんだそうです。青森県も60.何パーセントたまたまあるわけですが、私そのものも今、商工会職員の退職金の事を話しているものですから、それでこの行政の場合、別途な形の中で積立金云々というのをやっているのでしょうか。

(事務局次長 小林正勝 君)

お答え申し上げます。市町村の場合、これは一部でございまして、八戸、弘前、青森を除いた市町村になるかと思っておりますけれども、一部事務組合を作っております。その一部事務組合で運営してございまして。町は給料の一定割合をそれぞれ負担してございまして、実際その退職する年齢・退職する人数とか、諸々ございまして、このように黒になる事もあれば赤字になる事もある。

(委員 蛭沢正勝 君)

あの、合併をする事によって、スケールメリットというようなお話では合併のメリットのお話をなされているわけですが、そういう形の中で、合併でその職員がスケールメリットをもって、たとえば大量に退職する場合は、一気に積み立てなんかをしていないので、一般財源等の財政で充当するという事になるのでしょうか。

(事務局次長 小林正勝 君)

いわゆる一定割合でそれぞれ積み立てしているわけです。ただ積み立てしてございますけれども、たまたま退職が多く出たりすれば、赤字になる。という事でございまして。ですからその今おっしゃいましたように、一挙に退職する人が出るとすれば確かに赤字になると思っております。負担する割合より多く支出する事になると思っております。

(委員 木村大丈 君)

退職手当の関係は、旧3市はそれぞれにしております。あとの青森県の全部の市町村は一部事務組合で運営されております。ちょうど団塊の世代が退職する時になると、かなりの町村が不足する事態が発生すると予測されます。したがってそれで今年から負担率を今までの倍くらいに上げてまして、ちょうど給料分がカットになった分くらい、退職手当組合の方への負担金が多くなりました。だからそれぞれの町村によっては、必ずこのこういう増減が出ております。それでたまたま東北町の場合は、辞める人がいままで毎年4・5人くらいずつあったわけなのです。そういう時は逆に負担しなければならない。それでそれが無い時は逆に貯金になっていきます。そういう形で上北さんもこれから多く退職者が出れば、これがすぐマイナスになる事があり、その時に一般財源をその分投入する事になります。よろしいですか。

(委員 蛭沢正勝 君)

退職金は分かりました。ここで財調が1億2100万円と1億7600万円これは16年の数字でございます、私が14年度15年度になっても、自分のサイフの中身関係なく、自治体の貯金ばかりみているわけですが、この資料では、東北町16億なにがしというのがあり、15年度でも目的基金等含め、結構な16億なにがしの資金がある事になっております。そこでこれここに来て、一気に16億なにがしなり1億7600万円これ15年末のやつから1年で、その15億近いものが減ったような数字になっているという事は、ここに入れる時に目的基金等が入っていないものなのかどうか、何かを外しているのか、この辺を教えていただければありがたいと思います。

(事務局次長 小林正勝 君)

はい、あのですね、ここに記載してあるとおり、財政調整基金、返済基金のみを記載してございまして、特定目的基金は除いてございます。

(委員 蛭沢正勝 君)

目的基金を入れていないという事ですね。

(会長 竹内亮一 君)

いや、要するに、いまの一般会計の中でというか補填できる基金というのはこれこれだというのは、決まっているのですよ。だから目的基金というのは、目的があったもの以外は使われないことになっています。ですからそういう意味で、目的基金はその一般会計のその将来の財源の中には見えませんよ。という形だけの話なわけです。いろいろ継続事業がっておりますからお互いに、その中で基金をくずしながら補填していくのは、これは基金の使い方ですので、その辺をひとつご理解を。

(委員 蛭沢正勝 君)

今、事務局がお話したように目的基金はこれには算入しませんよ。ということですね。じゃあ、わかりました。ただこちらのいろんな資料の中には、基金の中に目的基金もあって総額16億というのがありますので、それじゃないものを使うのは使って、それは金は使うためにあるものでしょうから、目的基金まで使ったといえさ、なんだ、というふうになるのですよ。だから、ここに数字を入れないのが意味があって、目的基金に関する数字を入れないのか、まあ、目的基金に関する部分になれば、東北町と上北さん、目的が違って、一生懸命東北町せせと貯め方が違ってそういうふうになったかわかりませんが、あの、わかりました。

(会長 竹内亮一 君)

はい。あとございませんか。よろしいですか。それでは今日、県から木村課長さんがお出でになって、何かございませんでしょうか。合併についてです。

(委員 木村宗敬 君)

県の市町村振興課の木村でございます。よろしく申し上げます。今日、着実に協議が進んでいる事を拝見いたしました。最初のごあいさつにもありましたが、合併というものの期限まで9カ月という状況ですけれども、このまま着実に協議を進めていけば、必ず間に合いますので、それはがんばって進めていただきたいと思います。

最近の県内の状況を申し上げますと、まず五戸町、こちらが新五戸町で誕生しました。また木造新田、これはつがる市になりますが、十和田市・十和田湖につきましても、おそらく今日中に合併議決されます。ですから今後、新十和田市という事になります。まあ、そういった事で県内どんどん着実に進んでおります。そういった県内の状況、さらに全国の状況を

見てみますと、やはり合併に一番重要なのは、互恵互譲だということをおっしゃっています。そういったお気持ちで、進めていただきたいと思いますし、また全国的に見れば、やはり合併はお互いに良いところを見て、新しい町を作っていくのだ、という事で進めておりますので、そういった気持ちを着実に今後ともお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(会長 竹内亮一 君)

はい。ありがとうございました。そういう事だそうですので、ひとつ皆さん真剣に不退転の決意でひとつよろしくお願いたしたいと思います。最後に副会長さんの方から、お願いたします。

(副会長 向井榮一 君)

皆さんには大変暑い中、長時間に渡ってのご審議・協議いただきまして、ありがとうございます。

この合併がですね、終着駅が東京駅だとすれば、今、「はやて」八戸から乗ったとして、今岩手の一戸あたりにいるのかな。木村課長に言わせるとまあ間に合うだろうと、当然間に合わせなければならぬわけなのですが、私としては出来るだけ事務方もそうなのですが、早い機会にですね、庁舎の位置と新町名、この議題・提案事項をですね決定をしていただきたい、という思いを持って進めているわけなのです。これあまりに急ぐとですね、急いで事を仕損じることわざもあるようでございます。期限内までに是非、合併に向けて間に合うようにご決議をされ、あるいは両町での議会の承認をさせていただいて、4月1日からスタートという段取りにさせていただきたいなあと。

先ほど申し上げましたように、2つの大きな問題が片が付けばですね、今日、ご協議いただいたようないろいろ新町において、新町においてというのは、表現になってくるのです。まあこれはですね、いわゆる事務的なすり合わせで、そんなに難しい面倒な問題ではないだろうと、こういうふうにとらえております。

今、申し上げた新町の所在地、名称、これは今日は報道関係者がいるから、いつまでに決めていきたいというふうな事になりますとですね、すぐ副会長の向井は気の早い男で、今日は盆前に決めたいとなんて言っていました。なんてすぐ書きますから、まあ出来ればですねその辺を目処にして、決めていきたいなあとというふうな思いを持ってございます。

大変暑い中、皆さんにはいろいろありがとうございました。以上で本日の法定協議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(総務班長 竹内稔 君)

以上をもちまして第4回上北町・東北町合併協議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。